

藤岡市ツイッター運用方針

平成27年10月1日

(目的)

第1条 本運用方針は、藤岡市ツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (2) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為、および投稿された記事
- (3) リプライ：他のユーザーのツイートに返信をすること
- (4) リツイート：他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (5) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録すること

(運用管理)

第3条 藤岡市ツイッターの管理者は藤岡市秘書課長とし、ツイートの発信は秘書課広報広聴係職員とします。(ただし、災害時・イベント等で緊急を要する場合は、ツイートの発信を各発信部署の課長の責任の下に行います)

2 藤岡市ツイッターのアカウント名は、「FujiokaCity」とします。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として藤岡市ツイッターのアカウント名を、藤岡市ホームページ上に明示します。

(アカウント運用方針の明示)

第5条 本運用方針の要約を藤岡市ツイッターのプロフィール欄で明示します。

(リプライ、リツイート、およびフォローについて)

第6条 リプライ、リツイート、およびフォローは原則として行いません。ただし、秘書課長が認めるものはこの限りではありません。

(ホームページとのリンク)

第7条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として藤岡市が運営するホームページのみとします。ただし、秘書課長が認めるものはこの限りではありません。

(免責事項)

第8条 ツイートについては細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。藤岡市ツイッターを利用することで生じた直接・間接的な損失について、藤岡市は一切責任を負わないものとします。

(その他)

第9条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。